

承認企業に対する支援

経営革新計画の承認を受けた企業は、以下の支援策を利用することができます。ただし、支援策の利用にあたっては、それぞれ該当する支援機関への申請及び審査が必要となります。計画承認は各種支援が受けられることを保証するものではありませんので、ご注意ください。

1 補助金

内 容	問合せ先
令和7年福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金 【申請受付終了済】 新たな商品や新たなサービスを開発し、売上向上につながる販売促進に取り組むことで、持続的な賃上げを目指す中小企業を対象に、経営革新に必要な経費を補助します。	福岡県 商工部 中小企業振興局 中小企業経営支援課 経営力向上係 ☎ 092-643-3449
国の補助金における加点項目 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金では、「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」は、成長性加点として採択審査において加点となります。 なお、経営革新計画の承認が加点項目となるかどうかは、補助金により異なりますので、詳細は該当の補助金の事務局にお尋ねください。	該当の補助金の事務局にお尋ねください

2 資金調達

内 容	問合せ先
(1) 福岡県中小企業融資制度（経営革新支援資金） 承認を受けた経営革新計画の実施に必要な資金が対象となります。 ・ 限度額：1 企業 1 億円以内 ・ 融資利率：1.70% ・ 期間：運転7年以内、設備10年以内（据置2年以内） ・ 担保：必要に応じ徴求 ・ 保証人：原則、法人代表者のみ、個人不要	福岡県 商工部 中小企業振興局 中小企業経営支援課 金融係 ☎ 092-643-3424
(2) 高度化事業（高度化資金助成費） 経営革新計画の承認を受けた特定事業者等のグループが共同利用する施設や設備等を設置する場合に、事業資金の融資を行います。 ・ 対象：土地、建物、構築物、設備（いずれも資産計上されるもの） ・ 金利：1.35% ・ 期間：20年以内（うち据置3年以内） ・ 担保／保証人：知事が適当認める担保及び保証人を徴求	福岡県 商工部 中小企業振興局 中小企業経営支援課 管理指導係 ☎ 092-643-3423

(3) 新事業活動促進資金（中小企業事業） ・貸付限度額：１４．４億円 ・貸付期間：運転１０年以内（うち据置期間２年以内） 設備２０年以内（うち据置期間２年以内）	(株)日本政策金融公庫福岡支店 中小企業事業総括課 ☎ ０９２－４３１－５２９６
(4) 新事業活動促進資金（国民生活事業） ・貸付限度額：７．２千万円 ・貸付期間：運転原則１０年以内（うち据置期間２年以内） 設備２０年以内（うち据置期間２年以内）	(株)日本政策金融公庫福岡支店 国民生活事業融資第二課 ☎ ０９２－４１１－９１１２
(5) スタンドバイ・クレジット制度(SBLC) 債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です。 海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援します。	(株)日本政策金融公庫福岡支店 中小企業事業総括課 ☎ ０９２－４３１－５２９６
(6) 信用保証の特例（経営革新関連保証） 承認された計画に従って行う事業に必要な資金の融資に係る信用保証について、以下の特例措置を受けることができます。 ①普通保証等の別枠設定 ②新事業開拓保証の限度額引き上げ ③海外投資関係保証の限度額引き上げ	福岡県信用保証協会 保証統括部 ☎ ０９２－４１５－２６０４
(7) 起業支援ファンドからの投資 経営革新計画に則り事業を行う企業は、起業支援ファンドからの投資の対象となります。ただし、ファンドから投資を受けるためには、ファンドを運営するベンチャーキャピタル等の審査を受ける必要があります。	(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課 ☎ ０３－５４７０－１６７２
(8) 中小企業投資育成会社からの投資 自己資本の充実と健全な成長発展を図るため、原則、資本金３億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができます。	大阪中小企業投資育成(株) 九州支社 ☎ ０９２－７２４－０６５１

3 その他

内容	問合せ先
（１）地域貢献活動評価制度 福岡県が行う建設工事の請負及び物品・サービス関係の契約に係る競争入札参加資格審査において加点されます。	福岡県 商工部 中小企業振興局 中小企業経営支援課 経営力向上係 ☎ ０９２－６４３－３４４９
（２）新商品の生産による新事業分野開拓者認定制度 経営革新計画に基づき、新しい独自の製品を生産する事業者を認定するものです。 ・認定期間：認定日から翌々年度の３月末日まで	福岡県 商工部 スタートアップ推進課 創業支援係 ☎ ０９２－６４３－３５９１
（３）専門家派遣 経営の向上に取り組む特定事業者に、経営・技術・情報等に関する民間の専門家を派遣し、成長段階に応じた診断・助言を行います。 詳細は中小企業振興センターへお問い合わせください。	(公財)福岡県中小企業振興センター ☎ ０９２－６１２－５４３２
（４）特許関係料金減免制度 特許出願に係る審査請求料と特許料（第１～第１０年分）が半額に軽減できます。 ①計画承認から計画終了後２年の間に承認された、経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係る発明 ②承認事業の成果を実施するために必要となるものとして「承認経営革新計画」に従って承継した発明	九州経済産業局 地域経済部 産業技術改革課 知的財産室 ☎ ０９２－４８２－５４６３